

横浜市記者発表概要

令和5年2月3日
教育委員会事務局
教職員人事部 教職員人事課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	中学校
被 処 分 者	臨時的任用職員（男性 30代）
処 分 日	令和5年2月3日（金）
処 分 内 容	停職6箇月
監 督 者 責 任	校長・嚴重注意
概 要	当該教諭は、令和4年9月頃から在籍校の生徒に対し、SNSで私的なメッセージを送った。 また、当該生徒の手を握ったり抱きしめたりするなどの行為をした。

2 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244